

第4章

ワークショップの開催にあたって

神沼克伊

katsu-3@nifty.com

総合研究大学院大学名誉教授

現代地震学による地震予知研究は、1965年の地震予知研究計画の発足で始まったといえる。この計画では、文部省（当時）を中心に、国土地理院や気象庁などの関係機関が参加し、10年を目途に地震予知の可否を探るというものだった。しかし、地震現象はそれほど単純でなく、計画は5年ごとに見直されながら第二次計画、第三次計画と進み、第六次計画を実行中の1995年、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生した。一部の人々に信じられていた「関西には地震は起こらない」という迷信と、そこで起こった大きな被害の相乗効果で世論はあたかもその地震が地震学者の怠慢から発生したかの如くとらえ、地震予知は批判された。その批判は地震学界内部でも起こり、それまであまり地震予知研究に関与してこなかった研究者は力を得て、地震予知研究の無意味さを論じた。

地震予知研究計画が発足した後の1970年前後から東海地震発生の可能性が指摘され、1978年「大規模地震対策特別措置法」が制定された。これは東海地域で起こる大地震をその発生前（希望的には数日前）に予知し対策を講じるという法律で、大地震の予知を前提とした世界に類の無い法律である。兵庫県南部地震発生後の世論や学界の風潮から、現在ではとても成立すると思われない法律ではあるが、とにかく日本にはそのような法律が存在している。気象庁の観測データに異常が現れれば、地震の前兆の有無を判定するため「地震対策強化地域判定会」（通称判定会）が召集される。このように気象庁を中心に、東海地震を予知する努力は続けられている。

地震予知や火山噴火予知は天気予報とともに「現象の予測が求められている」ことで、地球科学の学問分野では最も人間社会にとって関係の深いものである。大地震は地震国の日本人ですら、一生に一度遭遇するかどうかという珍しい現象ではある。しかし、ひとたび発生すれば兵庫県下にみられたように広い地域が壊滅的な打撃を受ける。それだけに世論は学問に期待するのである。「科学と社会」を考える重要なテーマの一つと言える。そこで、計画されたワークショップでは次の視点で現状を考えることにした。

第一は、東海地震予知の現状

第二は、地震予知の現状の認識

東海地震に関しては、予知技術が確立されていないにもかかわらず、大規模地震対策特別措置法により大地震発生の可能性の情報を出さねばならない。判定会会長としてその予知情報を発しなければならない重責にある溝上恵 東京大学名誉教授に第一の視点での話をお願いした。

私は個人的にはある観測事実に基づいて東海地震の予知情報が出された時、その観測事実について別の解釈をし、世の中に発表する研究者が出ることを危惧していた。地震学界の予知に関する風潮はその可能性が大で、その場合は地震発生の信憑性をめぐって、社会に混乱が起きるのではないかと、

心配していた（例えば拙著「地震学者の個人的地震対策」三五館）。溝上さんの話はこの心配が杞憂になるであろうことを示している。

第二の視点での演者には、多くの著書で地震予知の困難さを指摘している北海道大学の島村英紀教授にお願いした。

結果的に、このお2人の話で地震予知の現状の骨子は語られたと考える。

もし、世の中の期待どおりに大地震の予知ができたとする。その結果、人命の損傷は激減する可能性は高いが、建造物などの損壊はほとんど変わりがないはずである。地震予知ができる、できないとは関係なく、震災対策は必要なのである。自然科学ばかりでなく、社会科学も視野に入れた「予知と震災対策」も「科学と社会」の一つのテーマであろう。

火山噴火は、その被災地がほぼ限定されている点が大地震の被災とは異なる。しかし、三宅島や有珠山の例のように活動的な火山では、その災害が繰り返される。「火山噴火予知」や被災予測の「ハザードマップ作成」もまた地球科学の分野では「科学と社会」の主要なテーマの一つと言える。